

新型コロナウイルス感染症が発生した 社会福祉施設等への応援職員の派遣について

広島県健康福祉局地域福祉課

新型コロナウイルスに関する国・県の動き ①

- R2.1.28 新型コロナウイルスを指定感染症に指定(2/1～施行)
- R2.1.29 新型コロナウイルス感染症に係る広島県特別警戒本部設置(対策本部に移行)
- R2.1.30 国において新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- R2.3.13 新型インフルエンザ等特別措置法の改正
- R2.4. 8 三次市の介護施設の利用者から感染症患者発生(クラスター)
- R2.4. 8 新型コロナウイルス感染防止対策(基礎編)をWEB配信
- R2.4.13 広島市の障害者支援施設の利用者から感染症患者発生(クラスター)
- R2.4.13 広島県新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部
(以下「福祉サービス調整本部」)準備会議
- R2.4.16 新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令(広島県含む)

新型コロナウイルスに関する国・県の動き ②

- R2.4.24 福祉サービス調整本部第1回会議
- R2.4.24 三次市長へ自主休業した事業所の再開に向けて県の見解を通知
- R2.4.30 新型コロナウイルス感染(クラスター)事案が発生した場合の対処方針(以下「クラスター対処方針」)を決定
- R2.4.30 「県内市町へ新型コロナウイルス感染(クラスター)事案発生時に備えた体制整備について」通知(事案発生時に備えて体制を整備するよう要請)
- R2.5.11 新型コロナウイルス感染防止対策(通所サービス編)をWEB配信
- R2.5.14 広島県の新型インフルエンザ等緊急事態宣言解除
- R2.5.23 社会福祉施設等の感染症対策責任者に対する研修会
- R2.5.25 福祉サービス調整本部第2回会議
- R2.5.27 クラスター対処方針を改正(入所施設でクラスター発生時の応援体制を整備)

新型コロナウイルス感染（クラスター）事案発生時に備えた体制

広島県新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部

【役割】

- ①新型コロナウイルス感染症患者が、社会福祉施設等において発生した場合の感染拡大防止に関すること
- ②新型コロナウイルス感染症患者が発生し、社会福祉施設等が休業や事業縮小等した場合の代替サービスの確保に関すること
- ③新型コロナウイルス感染症患者が発生した社会福祉施設等の利用者に対する医療の提供に関すること
- ④市町の事案発生時の体制整備に対する支援に関すること

など

新型コロナウイルス感染(クラスター)事案が発生した場合の対処方針

【R2.4.30 制定】

入所施設で発生した場合には、他施設への感染拡大を防止するため、あえて支援をしない。

【対処方針の改正の背景】

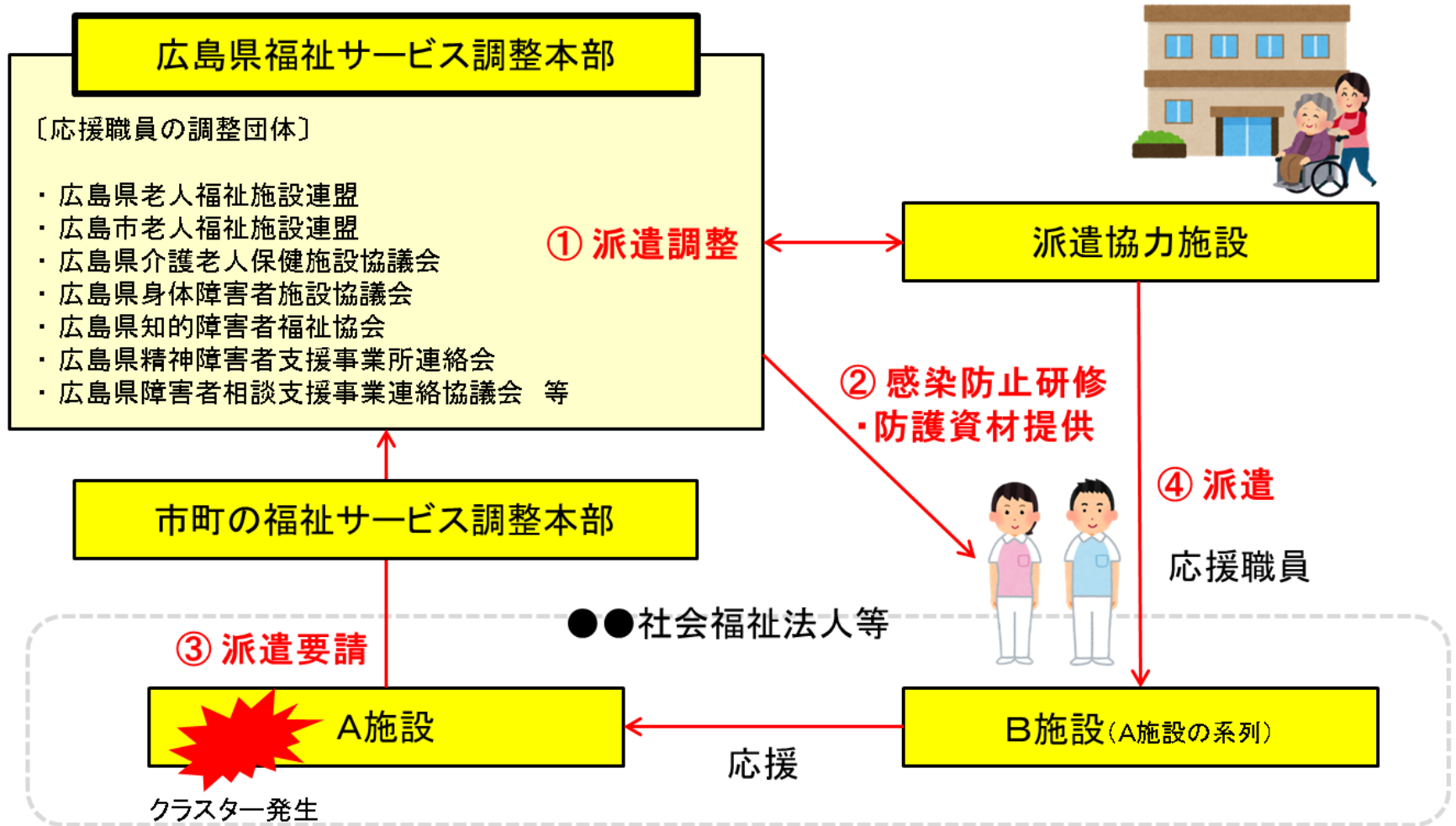
- ① 新型コロナウイルスの特性(感染経路, 感染力が強まる時期など)がわかってきた。
- ② 広島市と三次市のクラスター事案の経験
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する福祉サービス調整本部の見解

【R2.5.27 改正】

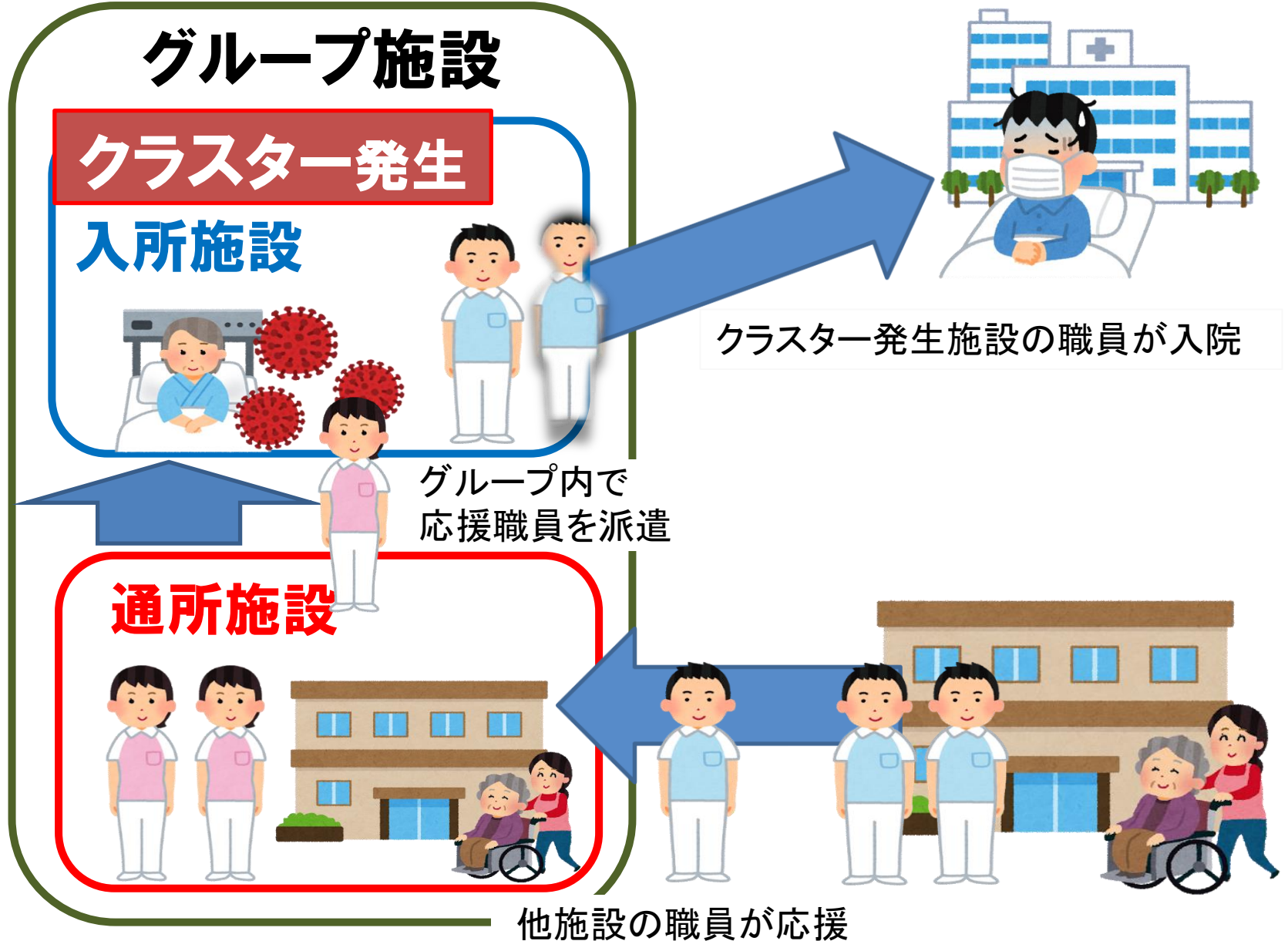
入所施設で発生した場合には、他施設への感染拡大を防止するため、クラスター発生施設及び系列の職員により対応する。ただし、多数の職員が感染するなどにより、クラスター発生施設から支援の要請があった場合は、二次感染のリスクに十分配慮したうえで応援職員を派遣し、当該施設の入所者へ必要なサービスを提供する。

クラスターが発生した社会福祉施設等への応援体制

新型コロナウイルス感染症が入所型社会福祉施設等で発生し、サービス提供が困難となった場合においても、利用者への影響を最小限に抑えるため、県及び市町がそれぞれ関係団体等と連携して重層的に応援職員を派遣する。



クラスターが発生した社会福祉施設等への応援職員の派遣イメージ



応援職員の募集について①

1 応援職員

原則として、発生施設のできるだけ近隣の施設等から派遣する。
ただし、二次感染のリスクを考慮し、次の者を除く。

- ア 基礎疾患があるなど重症化のリスクが高い者
- イ 妊娠している者又は妊娠している可能性がある者

2 派遣期間

派遣先施設等からの要請により決定するが、最大で4週間とする。
なお、派遣業務終了後は、2週間を目安に自宅待機とする。
(クラスター発生施設に従事した場合)

3 業務内容

応援職員は、PCR検査の結果が陽性の者以外の利用者(PCR検査の結果が陰性の濃厚接触者を含む。)への介護等を行う。

また、応援職員を派遣する際には、派遣元と派遣先が応援職員の勤務条件、費用負担等について協定等により取り決めを行う。

4 募集期限

令和2年7月31日

応援職員の募集について②

応援職員に対する感染防止対策

- 1 基本的には、クラスター発生施設の系列の事業所から応援職員を派遣し、手薄となった事業所へ他施設から応援職員を派遣する。
- 2 系列の事業所がない場合等で、クラスター発生施設に応援職員を派遣する際には、感染管理の知識を有する医療職によるゾーニングが完了した後にクリーンエリアで業務を行うこととし、陽性者へのケアは行わない。

社会福祉施設等でクラスターが発生した際には、当該施設へ速やかに感染症医療支援チームを県が派遣し、感染疑い者等のトリアージを行う。また、当該施設の利用者及び職員にPCR検査を行い、その結果をもとに施設内のゾーニングを行う。
- 3 応援職員に対しては、事前に感染症に関する研修を行う。
- 4 業務を行うために必要な感染防護資材を県が支給する。
- 5 応援職員に対しては、派遣前、派遣後にPCR検査を行う。

応援職員の募集について③

応援職員の派遣に要する費用の負担

応援職員の派遣に要する費用については、基本的に派遣先が負担することとし、その全部又は一部を県が支援する。

- ① 業務日数に応じた特殊勤務手当(危険手当)
- ② 派遣先施設等までの旅費及び宿泊費
- ③ 派遣元の事業所が負担する、従業員を対象とする傷害保険(賠償責任保険を含む。)の加入費用
- ④ 職員を派遣した期間及び職場に復帰するまでの待機期間の人件費
- ⑤ 派遣した職員の代替として雇用した職員の人件費及び職員を派遣することにより生じた残業手当